

厚生労働省発健0406第5号

平成24年4月6日

各都道府県知事 }
各政令指定都市長 } 殿

厚生労働事務次官

平成24年度地域自主戦略交付金（簡易水道等施設整備に関する事業）
の交付について

標記交付金の交付については、別紙「平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（簡易水道等施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱 (簡易水道等施設整備に関する事業)

(通則)

第1 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号）（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。
- (2) 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- (3) 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- (4) 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - ア 会計が同一であるもの。
 - イ 水道施設が接続しているもの。
 - ウ 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (5) 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。

- ア 会計が同一であるもの。
 - イ 水道施設が接続しているもの。
 - ウ 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (6) 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であって、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業をいう。
- (7) 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
- ア 平成19年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第6項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
 - イ 平成21年度において地方自治法第252条の2若しくは市町村合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
 - ウ 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
 - エ 上記ア～ウのほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村
- (8) 「離島簡易水道」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- (9) 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量（別表第3付表②の加算水量を除く1人1日平均給水量が200を超えるもの）又は水圧（直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時245キロパスカルを超えるもの）を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口20%未満又は100人以下の区域拡張を行うための施設整備にあってはこの限りでない。

(交付の対象)

第3 この交付金の交付対象事業は、政令指定都市（以下「補助事業者」という。）が行う別表第3の基準を満たす公衆衛生上必要があると認められる事業であって、平成19年度より簡易水道等施設整備費国庫補助金による国庫補助（以下「国庫補助」という。）を受けている事業については別表第1、平成18年度以前から国庫補助を受けている事業については、平成28年度限りと

し、別表第2のとおりとする。

ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあっては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が1,000万円（放射線量の確認を行うための分析機器については10万円）に満たないものを除く。

なお、市町村合併前に採択された事業であって、市町村合併により財政力指数等が変動し、交付対象外となるもの又は補助率が低くなるものについては、採択時の補助率を適用する。ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われた場合であって、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り適用する。

（交付対象事業費）

第4 この交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第5の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ第4欄に掲げる算定方法によって算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。

（交付額）

第5 厚生労働大臣は、制度要綱第8により、内閣総理大臣から移替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される補助事業者ごとの交付限度額以内で、地域自主戦略交付金の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を補助事業者に交付する。

（交付額の算定方法）

第6 この交付金の交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第4に掲げる区分ごとに、交付率をそれぞれ乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第7 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（1）事業計画の変更

ア 交付金の交付の対象となった交付対象事業の計画について、次の各号

に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 給水区域、給水人口又は給水量に変更が生じる場合

(イ) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

a 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

c 規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(ウ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、施工延長の30%以上の増減が生じた場合

(エ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。ただし、(ア)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。

(ア) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(イ) 交付対象事業が、当該交付金の交付の決定の内容となった交付対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより交付金の一部が不用となる場合

(ウ) 交付対象事業が災害を受けた場合

(エ) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2

による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

ア 当該事業年度における各四半期（第4・四半期を除く。）ごとの事業の進捗状況について、当該期間経過後15日以内に、別紙様式3により事業遂行状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第8 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第9 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第8に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（交付金の概算払い）

第10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定までの標準的期間）

第11 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第12 この交付金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成25年4月30日までに別紙様式7による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行

った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第14 特別の事情により第3、第4、第6、第8、第9及び第12に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区分	2 交付対象事業	3 交付対象施設
水道未普及地域解消事業	<p>水道がまだ布設されていない地域について、市が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1. 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業</p> <p>なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣が認める地下水等汚染地域（以下、「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数0.30以下の市にあっては、この限りではない。</p> <p>(1) 当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。</p> <p>(2) 既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れていること。</p> <p>ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の2倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）</p> <p>2. 簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。</p> <p>3. 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあっては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業</p> <p>(2) (1)の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域）からの距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。（当該事業にお</p>	<p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</p> <p>(1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</p> <p>(4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給水栓</p> <p>イ 立上り管</p> <p>(6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</p> <p>2. 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>
新設		
広域簡易水道		
飛地区域		

		<p>ける飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあつてはこの限りではない。)</p>
給水区域内無水源		<p>4. 既認可給水区域であつて、まだ水道が布設されていない地区（給水人口101人以上5,000人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業</p>
	区域拡張	<p>5. 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）</p> <p>なお、簡易水道施設については給水人口10人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあつては、この限りでない。</p>
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	<p>1. 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（注1）の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（注2）に係る統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であつて厚生労働大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であつて、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p>

簡易水道
統合整備
事業

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

2. 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(注1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(注2)を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。

- (1) 市が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業(給水人口50人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業
- (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

生活基盤近代化事業

増補改良

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

1. 次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設(注1)又は飲料水供給施設(注2)の増補改良を行う事業で、次の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するもの。

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設

② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設

③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの

(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。

ア 増補改良しようとするしゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下「旧施設」という。)の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。

イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が1500以下であること。

(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業

(3) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設(次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。)、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。

イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。

ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。

(4) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

基幹改良

2. 次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設(注1)又は飲料水供給施設(注2)の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う(1)から(3)並びに(4)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。

- ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設
- ② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設

- ③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。

(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。

- ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設
- ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業

(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に基づき指定された半島振興対策実施地域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に基づき定められた過疎地域における特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末若しくは補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設
- ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設

- (1) しゅん工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。
- (2) 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。
- (3) 布設後20年以上経過した管路を廃止して新設するもの。

ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上（財政力指数が0.30以下の市町村の場合においては10%以上、特定市町村の場合においては15%以上とし、また、鑄鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しな

	<p>水量拡張</p>	<p>い。)の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後20年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>3. 次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設(注1)又は飲料水供給施設(注2)の水量を拡張(拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。)する事業(当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業(ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。)を含む。)</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設</p> <p>③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>(注1) 平成28年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定簡易水道事業であって、平成21年度までに他の水道事業と統合する簡易水道事業及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設 <p>(注2) 平成28年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定飲料水供給施設であって、平成21年度までに他の水道事業に含まれることとなる飲料水供給施設及び平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 	
<p>閉山炭鉱水道施設</p>		<p>石炭鉱業の整理等(鉱山の廃止、経営規模の縮小等)に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者(以下「鉱業経営者」という。)の設置した水道施設〔(社宅、鉱害補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施設(以下「旧施設」という。))又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市がかかわって給水を行う場合において、当該市が旧施設を改良又は更新する事業。</p>	<p>上段の交付対象施設欄の1の(6)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p> <p>(7) 共同給水装置</p>

別表第2 平成18年度以前から国庫補助を受けている事業について

1 区 分	2 交付対象事業	3 交付対象施設
<p>水道未普及 地域解消事 業</p>	<p>水道がまだ布設されていない地域について、市が策 定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解 消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該 当するもの。</p> <p>1. 簡易水道施設又は飲料水供給施設を新設する事業 (当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人 口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣 が認める地下水等汚染地域(以下「地下水等汚染地 域」という。)又は財政力指数0.30以下の市町村にあ っては、この限りでない。)。ただし、簡易水道施 設を新設する事業で、計画給水人口が現在人口の2 倍を超える場合にあってはその超える部分につい ては補助対象事業とはしない。なお、独立行政法 人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設 又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融 資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口 が増加する場合には、この限りでない。</p> <p>2. 簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの 地域の相互間の距離が、原則として200m以上(地 下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町 村にあっては、この限りでない。)の連絡管で連絡 した5,000人を超える給水人口を有する単一の 水道施設を新設する事業。</p> <p>3. 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る 条件を備えた地域(地下水等汚染地域又は財政力 指数0.30以下の市にあっては、この限りでない。)において、当該地域又はその周辺で水源の確保 が困難なため、同一行政区域内に存する水道事 業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業 の給水区域(飲料水供給施設については現在給 水されている区域)からの距離が、原則として 200m以上(地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30以下の市及び離島簡易水道にあっては、 この限りでない。)の連絡管で連絡して水道施 設の整備を行う事業(当該事業における飲料水 供給施設の整備は、給水人口10人以上100人 以下とする。ただし、地下水汚染等地域又は財 政力指数0.30以下の市にあっては、この限り でない。)</p> <p>4. 既認可給水区域であって、まだ水道が布設 されていない地区(給水人口101人以上5,000 人以下)に対し、現在給水されている区域から 原則として200m以上の連絡管で連絡して水 道施設の整備を行う事業。</p> <p>5. 簡易水道施設又は飲料水供給施設の区域の 拡張(簡易水道施設については計画給水人口10 人以上、飲料水供給施設については従前の計 画給水人口の20%以</p>	<p>1. 次に定める施設及び 当該施設設置のために 必要な最小限の用地及 び補償費</p> <p>(1) 井戸、集水埋きよ、 貯水池、取水ポンプそ の他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、そ の他導送水に必要な施 設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置そ の他浄水に必要な施設</p> <p>(4) 配水池、配水管その 他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設(簡 易水道再編推進事業に あっては、飲料水供給 施設を布設し得る条件 を備えた未給水地区内 を含む。)にあっては、 (1)から(4)までに掲げ るもののほか、給水に 必要な施設であって屋 外に新設する部分。た だし、次に掲げるもの を除く。</p> <p>ア 給水栓 イ 立上り管</p> <p>(6) 放射線量の確認を行 うための分析機器(シ ンチレーションサーベ イメータ)</p> <p>2. 1に掲げる施設には 次の施設を含まないも のとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫(工 事施工のための仮事務 所及び仮設倉庫を除 く。)並びに門、さく、 へい、植樹その他当該 簡易水道の維持管理に 必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>

		<p>上とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市にあつては、この限りでない。)を行う事業(当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業(ただし、生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。)を含む。)</p> <p>ただし、過去において整備されたものを除く。</p>
<p>簡易水道再編推進事業</p>	<p>統合簡易水道</p>	<p>1. 統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)、(2)又は(3)に該当するもの。</p> <p>ただし、整備する統合簡易水道施設が特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設となる場合には、平成22年度から平成28年度までの期間については、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) 市が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づき、水道未普及地域解消事業(ただし、計画給水人口50人未満は除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合においては、当該水道事業以外の水道事業(原則として200m以上の距離を有すること。)から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であつて厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p>
	<p>簡易水道統合整備事業</p>	<p>2. 簡易水道を統合整備する事業であつて、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と同一行政区域内に存在するしゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業(ただし、50人未満は除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p>
<p>生活基盤近代化事業</p>	<p>増補改良</p>	<p>1. 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業であつて、次の(1)、(2)、(3)又は(4)に該当するもの。</p> <p>ただし、平成22年度から平成28年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係るものであつて、次の各号に該当するものであること。</p>

ア 増補改良しようとする簡易水道施設又は飲料水供給施設（しゅん工後10年以上経過したものに限り、以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。

イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。

(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)による水質基準に適合しなくなり、飲用困難となったものであること。

(3) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。

イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。

ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。

(4) 原子力発電所等核燃料を取り扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備であること。

基幹改良

2. 簡易水道施設（上水道の給水区域から原則として200m未満の連絡管で連絡可能な施設において、上水道事業との統合を伴わず実施する事業を除く。ただし、平成17年度以前に採択された事業はこの限りではない。）又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの（1に掲げる事業を除く。）であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。

ただし、平成22年度から平成28年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。

(1) しゅん工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。

	<p>水量拡張</p>	<p>(2) 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後原則として20年以上経過した管路を廃止して新設するもの。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後20年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替を行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>3. 簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ただし、2に対象となる施設整備に限る。）を含む。）。</p> <p>ただし、平成22年度から平成28年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成21年度までに事業を統合又は簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>また、過去において整備されたものを除く。</p>	
<p>閉山炭鉱水道施設</p>	<p>石炭鉱業の整理等（鉱山の廃止、経営規模の縮小等）に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者（以下「鉱業経営者」という。）の設置した水道施設〔（社宅、鉱害補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施設（以下「旧施設」という。）〕又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市がかかわって給水を行う場合において、当該市が旧施設を改良又は更新する事業。</p>	<p>上段の交付対象施設欄の1の(6)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p> <p>(7) 共同給水装置</p>	

別表第3 事業計画の基準

簡易水道施設	飲料水供給施設	閉山炭鉱水道施設	離島簡易水道施設
<p>交付の対象となる簡易水道等は、政令指定都市の経営しようとするものに限りに、かつ事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業については、当該計画を基準とする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。 ア 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある等、衛生状態の不良地区。 イ 流水を日常生活用水にしている地区又は水質の不良な地区若しくは飲料水等の需給に著しく困却している地区。 ウ 生活改善その他の理由により簡易水道等の布設が必要と認められる地区。</p> <p>(2) 給水区域は家屋のおおむね連たんだした地区にあつては、一つの区域として計画し、このような地区が二つ以上散在する場合においては個々に簡易水道を布設するよりも、これを合併施行することが経済的であると認められるときは、合併して計画すること。</p> <p>(3) 簡易水道等にあつては、次の方式により算定した普及率が原則として100%であること。ただし、区域の主として飲料水取得の状況から、100%普及が困難な場合は90%を限度として下げることができる。 ア 普及率は計画年次（計画時点から10年後）における給水区域内の推定常住人口で計画年次の実給水見込人口を除いて算定すること。 イ 人口の推定には過去少なくとも10年以上の実績（異常増減を除く。）及び計画給水区域の特殊性を勘案すること。</p> <p>(4) 給水量は、次の付表の「基準」によるものとする。ただし、次の場合にはそれぞれ次に掲げる水量（付表の加算水量）を加算することができる。 ア 一般の加算水量 当該簡易水道の給水区域内の人口密度が高く、生活水準が高い等</p>	<p>交付の対象となる飲料水供給施設は政令指定都市の経営しようとするものに限りに、かつ、事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は、配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。 ア 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に定める「辺地」に該当する地区。 イ 「辺地」に準ずる地区（「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」（昭和37年政令第301号）第2条第1項に規定する辺地度数が90点以上である地区。） ウ 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある衛生状態の不良地区。 エ 流水、天水を日常生活用水としている地区又は水質不良地区若しくは飲料水需給に著しく困却している地区。</p> <p>(2) 家屋のおおむね連たんだした地区は一つの給水区域として計画し分割しないこと。</p> <p>(3) 給水人口は当該年度の4月1日における給水区域内の現在人口とすること。</p> <p>(4) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p>	<p>交付の対象となる閉山炭鉱水道施設整備事業の計画は次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 給水区域は、旧施設の給水範囲であること。ただし、旧施設の給水範囲外であつて近辺に新たな給水を要する地区がありこれを合併施行することが適当と認められるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得て給水区域とすることができること。</p> <p>(2) 給水人口は、計画給水区域の特殊性を勘案して算定した人口を基準として定めたものとする。</p> <p>(3) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p> <p>(4) 共同給水装置は旧施設の給水範囲内に設置する場合に限るものとし、給水人口を基準とする場合においては、25人に1個であり、給水戸数を基準とする場合においては5戸に1個の割合であること。</p> <p>(5) 閉山炭鉱水道施設を廃棄して水道施設を新設する場合は、次の各号に該当する場合に限るものとする。 ア 閉山炭鉱水道施設の老朽が甚だしく、これを改良することが不効率とみなされるもの。 イ 閉山炭鉱水道施設の資材、施行等が水道法第5条（施設基準）に規定する基準に比して著しく低位なるもの。 ウ 閉山炭鉱水道施設の老朽化と併せて施設台</p>	<p>簡易水道施設欄を準用する。</p>

<p>のため特に多量の水を使用する要因がある場合。</p> <p>イ 学校、病院等の加算水量 当該簡易水道の給水区域内に学校、旅館、官公署、病院その他の施設があり、これらの施設において特に多量の水を使用する場合。</p> <p>ウ その他 厚生労働大臣が適当と認める加算水量</p>		<p>帳、図面等の不備又は欠除等のため、あるいは閉山炭鉱水道施設を保持することが経営面からみて著しく不効率とみなされるもの。</p>	
---	--	--	--

(付 表)

① 簡易水道等施設（地方生活基盤整備水道事業を除く。）

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一 般	200 ℓ	250 ℓ	200 ℓ × 給水人口 250 ℓ × 給水人口
加算水量			
一 般	40	50	同 上
学 校	50	100	〃
旅 館	200	300	〃
官 公 署	80	120	〃
病 院	300	450	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

② 地方生活基盤整備水道事業

給水量の基準			
	1人1日平均給水量	1人1日最大給水量	1日平均給水量及び1日最大給水量
一 般	250 ℓ	315 ℓ	250 ℓ × 給水人口 315 ℓ × 給水人口
加算水量			
一 般	50	60	同 上
学 校	60	125	〃
旅 館	250	375	〃
官 公 署	100	150	〃
病 院	375	560	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

別表第4

区 分		交 付 率	備 考
水道未普及地域解消事業 簡易水道再編推進事業 生活基盤近代化事業	簡易水道施設	<p>1. 財政力指数が0.30を超える市にあつては1/4 ただし、</p> <p>(1) 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10</p> <p>(2) 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3</p> <p>(3) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</p> <p>2. 財政力指数が0.30以下の市にあつては1/3 ただし、</p> <p>(1) 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10</p> <p>(2) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</p> <p>3. 1及び2にかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10</p> <p>4. 1、2及び3にかかわらず、放射線量分析機器については1/4</p> <p>5. 1、2、3及び4にかかわらず、離島簡易水道については1/2</p>	<p>1. 財政力指数とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。</p> <p>2. 単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、渇水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。</p> <p>3. 水源地域対策特別事業とは、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条第1項に基づく指定ダムに係る水源地域整備計画に位置付けられた事業をいう。</p>
	飲料水供給施設	4/10 (ただし、離島簡易水道については1/2)	
閉山炭鉱水道施設整備	閉山炭鉱水道施設	1/3	

別表第5

(1) 直営施工の場合

1 費目	2 種目	3 細分	4 算 定 方 法	5 説 明
工事費	本工事費	材料費	材料費 別に定める主要資材単価表を標準とすること。	<p>1 「本工事費」とは、次の額の合計額をいう。</p> <p>(1) 当該施設の工事の施工に直接必要な材料費、労務費、その他当該工事を施工するに直接必要とする経費（特許権使用料、水道・光熱・電力料）の合計額</p> <p>(2) 当該施設の工事の施工に間接的に必要な経費（運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の合計額</p> <p>(3) 補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労働者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料及び建設業退職金共済組合掛金等の関係各法令に定められた額の合計額</p> <p>2 「附帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な附帯工事に要する費用をいう。</p> <p>3 「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は賃借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は賃借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用(補</p>
	労務費	労務費 別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。		
	保険料	保険料 補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額とする。		
	その他の諸費	その他の諸費 材料費、労務費及び保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許権使用料、水道・光熱・電力料、運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の適正な実支出額とする。		
附帯工事費		附帯工事費 本工事費の算定方法に準じて算定する。		
用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費 適正な実支出額とする。		

調査費	<p>調査費 適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。 4 「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
機械器具費	<p>機械器具費 適正な実支出額とする。</p>	<p>5 「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p>
営繕費	<p>営繕費 当該直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、第2号から第4号までの場合において、それぞれ算出される額が、それぞれの号の前号において算出される額の最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が1,000万円以下の場合 1,000分の50 (2) 工事費が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の40 (3) 工事費が3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 1,000分の30 (4) 工事費が10,000万円をこえる場合 1,000分の20</p>	<p>6 「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p>
工事雑費	<p>工事雑費 直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に1,000分の40を乗じて得た額の範囲とする。</p>	<p>7 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に附随して要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。 ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と</p>

<p>事務費</p>		<p>事務費 工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、第2号から第5号の場合において、それぞれの号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 1,000万円以下 の場合 1,000分の45</p> <p>(2) 工事費が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の25</p> <p>(3) 工事費が 3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20</p> <p>(4) 工事費が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合 1,000分の15</p> <p>(5) 工事費が50,000万円をこえる場合 1,000分の10</p>	<p>認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>8 「事務費」とは、補助事業者において当該補助事業の施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費の合計額をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び当該地方公共団体の経常的職員に対する給料、職員手当は含まないものとする。</p>
------------	--	--	--

(2) 請負施工の場合

1 費目	2 種目	3 細分	4 算 定 方 法	5 説 明
工事費	1 本 工事費	材料費 労務費 直接経 費 共通仮 設費	<p>直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。</p> <p>直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。</p> <p>なお、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。また、止むを得ない事由により工事</p>	<p>「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。</p> <p>「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。</p> <p>「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。</p> <p>「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。</p>

		<p>を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p>	<p>「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。</p> <p>「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。</p>
2 附帯工事費		<p>附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p>	<p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。</p>
3 用地費及び補償費	<p>用地取得費 用地使用費 補償費</p>	<p>用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p>
4 調査費		<p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
5 機械器具費		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並び</p>

事務費	6 営繕費	<p>営繕費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>に据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p> <p>なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p> <p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p> <p>なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p>
	7 工事雑費	<p>工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p> <p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 1000分の45</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ</p>	<p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p> <p>「事務費」とは、補助事業者が事業施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>

			3,000万円以下の場合 1,000分の25
		(3)	合計額が3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20
		(4)	合計額が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合 1,000分の15
		(5)	合計額が50,000万円をこえる場合 1,000分の10